

質問回答

2016年2月22日

マレーシア国高齢化社会に向けた地域社会に根差したプログラム及び社会的支援の構築プロジェクト

公示日:2016年2月10日 / 公示番号:151208) について、業務指示書に係る質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第9 プロポーザルの評価 「1 プロポーザルの評価基準」の「(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野」	評価対象業務従事者が「総括 / 高齢化対策」と「地域における高齢者関連事業」となっておりますが、後者の「地域における高齢者関連事業」につきまして、人数の制限はございますでしょうか。複数名を配置することは可能でしょうか。	複数名を配置することも可能です。
2	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 5. 実施方針及び留意事項 (3) プロジェクト実施体制 (日本側)	「本契約によるコンサルタント専門家に加え、必要に応じ、JICA が短期専門家を派遣する」とありますが、より効果的な技術移転を狙って現地セミナー講師にふさわしい候補者(大学教授等)をあらかじめ想定する場合についても、候補者の派遣手続きは JICA が行い、派遣費用を本プロポーザルの積算に含めないと理解してよろしいでしょうか。 上記費用を派遣費用(航空賃、日当・宿泊費、謝金等)積算に含める必要がある場合には、別見積りででしょうか。また、その場合、海外派遣時の謝金単価上限についてもご教示いただけますでしょうか。	候補者(大学教授等)を補強人材等として業務従事者とする場合は、通常通り積算に含めて頂きます。 JICA による直接派遣(「専門家(直営)」)とする場合は、積算に含めません。 なお、JICA による直接派遣の場合、短期専門家に所属(勤務)先があり国内俸又は所属先補てんを支給する場合には、謝金の併給は行いません。
3	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 5. 実施方針及び留意事項 (5) 本邦研修/第三国研修	「第三国研修実施に必要な費用(C/P の航空賃、日当・宿泊費等)については、別途 JICA から支出する(積算対象外)」とありますが、C/P の国内交通費、車両、教材作成費、消耗品等についても積算対象外と理解してよろしいでしょうか。	クアラルンプール空港から第三国研修先への航空賃、第三国研修先での日当・宿泊等については、別途 JICA から支出します。一方、マレーシア国内で必要とされる費用については、積算対象とします。

4	同上	「第三国研修実施に必要な費用(C/Pの航空賃、日当・宿泊費等)については、別途 JICA から支出する(積算対象外)」とありますが、通訳者をマレーシアから第三国に派遣させる場合の費用(通訳料金、航空賃、日当・宿泊等)についても同様に積算対象外と理解してよろしいでしょうか	本プロジェクト C/P は英語力があります。よって、必要に応じ、第三国研修先にて英語 現地語の通訳者を傭上することを想定しています。第三国研修先が現時点で未確定であること、そのため現地の通訳単価等も不明ですので積算対象外とします。
5	同上	「第三国研修実施に必要な費用(C/Pの航空賃、日当・宿泊費等)については、別途 JICA から支出する(積算対象外)」とありますが、第三国での事前調整に係る費用(通訳、車両等)についても積算対象外でしょうか。	第三国研修先が現時点で未確定であること、そのため現地の通訳、車両等単価も不明ですので積算対象外とします。
6	【第3 業務実施上の条件】 5. 見積もり条件	「研修員の受入(渡航・滞在費)及び研修監理員傭上に係る費用については契約に含めない」とありますが、本邦研修の実施について、コンサルタントの業務範囲には「受入」及び「研修監理」が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」の原則のとおりと考えています。よって、「受入」及び「研修監理」は JICA 国内事業部及び国内機関で実施し、「研修実施」を受注者にて実施頂く予定です。

以上